

伊勢崎市監査委員告示第 1 号

公 表 書

平成30年度定期監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

平成31年 1月21日

伊勢崎市監査委員	猪 俣 健
同	光 山 喜一郎
同	田 島 勉

記

1 定期監査報告書

総務部・企画部・財政部・健康推進部・都市計画部・消防本部・会計課・議会事務局・選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会・農業委員会事務局・公平委員会・教育委員会教育部

## 平成30年度定期監査結果報告書

### 1 監査の対象部局

総務部・企画部・財政部・健康推進部・都市計画部・消防本部・会計課・議会事務局・選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会・農業委員会事務局・公平委員会・教育委員会教育部

### 2 監査の日程及び対象

平成30年7月25日(水)

○教育委員会教育部

臨海学校

平成30年10月2日(火)

○消防本部

赤堀消防署・東消防署・境消防署・玉村消防署・伊勢崎消防署北分署・伊勢崎消防署南分署・伊勢崎消防署西分署・伊勢崎消防署・指揮調査課・通信指令課・警防課・予防課・総務課

平成30年10月16日(火)

○教育委員会教育部

宮郷小学校・宮郷第二小学校・図書館課・宮郷中学校・宮郷幼稚園

平成30年10月18日(木)

○教育委員会教育部

あずま公民館・あずま学校給食調理場・殖蓮中学校・第一幼稚園

平成30年10月23日(火)

○教育委員会教育部

四ツ葉学園中等教育学校・生涯学習課・学校教育課・健康教育課・文化財保護課・教育施設課・総務課

平成30年11月5日(月)

○企画部

広報課、情報政策課、事務管理課、企画調整課

○議会事務局

議事調査課、庶務課

○会計課

平成30年11月13日(火)

○財政部

収納課、資産税課、市民税課、契約検査課、財政課

○固定資産評価審査委員会

○総務部

秘書課、安心安全課、職員課、管財課、行政課、総務課

○公平委員会

○選挙管理委員会事務局

選挙課

○農業委員会事務局

平成30年12月14日(金)

○健康推進部

あずま保健センター・あずま運動施設管理事務所・赤堀運動施設管理事務所・スポーツ振興課・健康管理センター・健康づくり課・年金医療課・国民健康保険課

平成30年12月25日(火)

○都市計画部

市街地整備課・都市開発課・下水道整備課・伊勢崎浄化センター・下水道管理課・区画整理課・公園緑地課・都市計画課

3 予算科目

一般会計歳入・歳出

特別会計歳入・歳出（学校給食センター事業費特別会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・下水道事業費特別会計・農業集落排水事業費特別会計・特定地域生活排水処理事業費特別会計）

#### 4 監査の概要

##### （1）予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記の事項を重点に関係書類を試査及び精査をして予備監査を実施した。

- ア 歳入、歳出予算の執行状況について
- イ 契約関係書類の整備状況について
- ウ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について
- エ 金銭の出納、預金通帳の管理について
- オ 物品（薬品含む）管理について

##### （2）本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、各課の予備監査結果と提出書類に基づき、監査委員室において質疑応答形式で実施した。また、所管施設については、抽出により現地に立ち入り、それぞれの所属長から当該施設の説明を受けるとともに、安全、環境整備等の確認及び物品（薬品含む）管理簿による照合を実施し、予備監査結果と提出書類に基づき、質疑応答形式で実施した。

#### 5 監査の結果

##### 〔総括〕

財務事務においては、使用料減免申請書の減免理由が同一であるにもかかわらず、減免割合が異なっているもの、使用料減免申請書で限度回数を超えて減免しているもの、納入通知書に納入期限が記載されていないもの、納入期限を過ぎて納入されたものが散見された。契約関係では、契約時に

支出負担行為書が起票されていないもの、仕様書で提出を求めている書類が提出されていないものがあった。

補助金関係においては、交付要綱で補助額は所要経費の額を超えないものがあるが、補助額が経費を超えて支出されているものがあった。補助金の支出にあたっては、公益上の必要性を考慮し、補助金の有効性、効率性を判断し、規則や要綱を常に確認するとともに、申請書や実績報告書等の書類審査の十分な精査と合わせて、チェック体制の強化を望むものである。

施設管理については概ね良好であったが、毒劇物・薬品保管状況で受払記録簿と数量が相違するものがあった。十分な安全管理体制を望むものである。

#### 〔個別事項〕

予備監査の結果を含めた各課・施設における個別の指摘事項は次のとおりである。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、予備監査終了後、口頭で通知したところである。

#### (1) 総務部

##### ○秘書課

特になし

##### ○総務課

特になし

##### ○行政課

#### 〔事務改善〕

備品関係において、使用管理者及び取扱責任者の押印が漏れていた。  
歳入関係において、納入期限までに納入されていないものがあった。委託関係において、仕様書で提出を求めている書類が未提出のもの、工程表と実績が相違しているもの、仕様書と工程表の点検回数が相違しているもの、保守記録が未提出のものがあった。修繕関係において、まとめて複数見積案件として執行することで経費の削減が図れると思われるも

のがあった。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○管財課

〔事務改善〕

歳入関係において、納入期限までに納入されていないものがあった。

工事関係において、入札調書が未決裁であった。適正な事務処理を望むものである。

○職員課

〔事務改善〕

委託関係において、契約書に別紙が未添付のものがあった。慎重な事務処理を望むものである。

○安心安全課

特になし

(2) 企画部

○企画調整課

特になし

○事務管理課

特になし

○情報政策課

〔事務改善〕

委託関係において、主任技術者選任通知書に收受印が漏れているものがあった。慎重な事務処理を望むものである。

○広報課

〔事務改善〕

物品関係において、契約締結日が7日を超えているものがあった。適正な事務処理を望むものである。

(3) 財政部

○財政課

特になし

○ 契約検査課

特になし

○ 市民税課

特になし

○ 資産税課

〔事務改善〕

借上関係において、監督職員指定通知書が未作成のもの、主任技術者選任通知書が未提出のものがあつた。適正な事務処理を望むものである。

○ 収納課

〔事務改善〕

物品関係において、設計書の数量に誤りがあるものがあつた。借上関係において、請書に契約書用約款が添付されているものがあつた。切手受払簿において、記入に誤りがあるものがあつた。慎重かつ適切な事務処理を望むものである。

(4) 健康推進部

○ 国民健康保険課

〔事務改善〕

委託関係において、監督職員指定通知書が未作成のもの、再委託を承諾するにあたって決裁がとられていなかったもの、契約締結時に総額の支出負担行為書が起票されていなかったものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○ 年金医療課

特になし

○ 健康づくり課

〔事務改善〕

出張命令関係において、出席者の変更の決裁がとられていなかったものがあつた。補助金関係において、要綱で提出を求めている書類が未提

出のものがあつた。委託関係において、実績報告書の提出が契約書に定められた期日を経過していたもの、契約期間が5月1日開始のところ年度開始前契約準備として3月から事務執行しているもの、仕様書で求めている技能士の資格確認がされていなかったものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

\* 健康管理センター

特になし

\* あずま保健センター

特になし

○ スポーツ振興課

〔事務改善〕

歳入関係において、学校施設使用料規則の使用料と納付条項が実際の手続きと一致していないもの、納入期限までに納入されていないものがあつた。委託関係において、消費税納税額が収支決算書の消費税納税額と相違しているものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

\* 赤堀運動施設管理事務所

〔指摘改善〕

歳入関係において、使用料減免申請書の減免理由が同一であるにもかかわらず、減免割合が異なっているものがあつた。徴収した金額の相違は、市民の行政に対する信頼を損なうおそれがあることから、再発防止に向けての事務の適正化と組織的チェック体制の検討を図られたい。

〔事務改善〕

歳入関係において、使用料の現金領収書の金額を訂正しているものが散見された。今後十分注意されたい。施設利用許可申請書が利用日を過ぎてから提出されているものがあつた。委託関係において、10万円以下の物件で見積合せ省略の場合、設計金額、決定金額は同じになるはずが、同一でなかったもの、契約時に支出負担行為書が未起票のものがあ



った。借上関係において、借上料が契約書に記載された支払期日を経過して振込みされているものがあつた。組織的なチェック体制の確立を検討し、慎重かつ適正な事務処理が継続されることを望むものである。

\*あずま運動施設管理事務所

〔事務改善〕

歳入関係において、使用料減免申請書で限度回数を超えて減免されているもの、規則で利用許可後速やかに納入しなければならないとあるが、利用した翌月に納入しているもの、体育館使用料で平成29年度3月分を平成30年度4月分で処理しているものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

(5) 都市計画部

○都市計画課

〔事務改善〕

工事関係において、設計書の積算額に誤りがあるものがあつた。歳入関係において、納入期限までに納入されていないものがあつた。適正な事務処理を望むものである。

○公園緑地課

〔事務改善〕

委託関係において、工程表と実績が相違しているもの、清掃業務が予定月に実施されていないもの、実績報告書に写真が添付されていないものがあつた。工事関係及び修繕関係において、まとめて入札案件とすることが望ましいと思われるものを、別々に随意契約として執行しているものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○区画整理課

〔事務改善〕

歳入関係において、納入期限までに納入されていないものがあつた。適正な事務処理を望むものである。

○下水道管理課

〔事務改善〕

歳入関係で、納入期限までに納入されていないものがあつた。修繕関係で、請書に添付された設計書に金額が記載されているもの、監督職員指定通知書が未作成のものがあつた。工事関係において、建設リサイクル法対象工事であるが、契約書中に所定の書式が含まれていないものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

\*伊勢崎浄化センター

〔事務改善〕

物品関係において、契約書の契約日が未記入のもの、契約時に支出負担行為書が未起票のものがあつた。委託関係で、点検実施時期が工程表と相違しているもの、仕様書で提出を求めている書類が未提出のもの、実績報告書に写真が添付されていないもの、設計書と点検結果報告書の数量が相違しているものがあつた。修繕関係において、入札調書が代決されているものがあつた。事務処理に関する軽微な誤りも多数見受けられることから、組織的なチェック体制の確立を検討し、慎重かつ適正な事務処理が継続されることを望むものである。

○下水道整備課

特になし

○都市開発課

特になし

○市街地整備課

〔事務改善〕

工事関係において、監督職員指定通知書が未作成のものがあつた。  
適正な事務処理を望むものである。

(6) 消防本部

○総務課

特になし

○予防課

特になし

○警防課

〔事務改善〕

委託関係において、契約日と契約締結報告の起案日が不整合のもの、契約書に記載されている実施要領が未添付のもの、委託料が病院実習委託料からではなく病院実習負担金から支出されているもの、執行を伺う起案に一者随意契約の理由が未記載のもの、契約時に支出負担行為書が未起票のものがあった。歳入関係において、徴収伺の決裁前に調定が起票されているものがあった。チェック体制の充実と適正かつ慎重な事務処理を望むものである。

○通信指令課

特になし

○指揮調査課

特になし

○伊勢崎消防署

特になし

\*北分署

特になし

\*南分署

特になし

\*西分署

特になし

○赤堀消防署

特になし

○東消防署

特になし

○境消防署

特になし

○玉村消防署

〔事務改善〕

復命書において、5日を超えて報告しているものがあつた。適正な事務処理を望むものである。

(7) 会計課

特になし

(8) 議会事務局

○庶務課

〔事務改善〕

借上関係において、監督職員指定通知書の監督職員の変更が未作成のものがあつた。適正な事務処理を望むものである。

○議事調査課

特になし

(9) 選挙管理委員会事務局

○選挙課

特になし

(10) 固定資産評価審査委員会

特になし

(11) 農業委員会事務局

〔事務改善〕

出張関係において、決裁後出席者が変更になったが、変更について未決裁のものがあつた。委託関係において、予算執行伺の専決者が相違しているものがあつた。適正な事務処理を望むものである。

(12) 公平委員会

特になし

(13) 教育委員会教育部

○総務課

特になし

## ○教育施設課

### 〔事務改善〕

委託関係において、仕様書で提出を求めている書類が未提出のもの、仕様書で提出を求めている書類の提出遅延かつ未收受及び未決裁のもの、清掃予定のうち実施されていない箇所があるもの、工程表と実績が相違しているものがあつた。修繕関係において、執行伺に仕様書が添付されていないもの、主任技術者選任通知書及び工程表が未提出のもの、執行伺の予定金額が設計書の設計額と相違しているもの、契約書に市長印が押印していないものがあつた。借上関係において、監督職員指定通知書が未作成のもの、主任担当者選任通知書に收受印がないものがあつた。工事関係において、施工状況報告書及び退職金共済組合証紙報告書が未提出のものがあつた。事務処理に関する軽微な誤りも多数見受けられることから、組織的なチェック体制の確立を検討し、慎重かつ適正な事務処理が継続されることを望むものである。

## \* 臨海学校

### 〔事務改善〕

委託関係において、契約時に支出負担行為書が未起票のもの、歳入関係において、納入通知書に納入期限が記載されていないもの、規則で定められている納付時期と相違しているものがあつた。適正な事務処理を望むものである。

## ○学校教育課

### 〔指摘改善〕

補助金関係において、交付要綱に補助額は所要経費の額を超えないものとあるが、補助額が経費を超えて支出されていた。補助金の支出にあたっては、申請書や実績報告書等の書類審査を十分注意し、再発防止に向けての事務の適正化と組織的チェック体制の検討を図られたい。

## \* 第一幼稚園

特になし

\* 宮郷幼稚園

特になし

\* 宮郷小学校

〔事務改善〕

契約関係において、金額税抜き設計書に金額が記入されているものがあつた。慎重な事務処理を望むものである。

\* 宮郷第二小学校

特になし

\* 殖蓮中学校

〔事務改善〕

毒劇物薬品受払簿において、薬品庫に保管されていた薬品の数量が受払簿と相違しているものがあつた。組織的なチェック体制を望むものである。

\* 宮郷中学校

特になし

\* 四ツ葉学園中等教育学校

〔事務改善〕

委託関係において、決裁印ではなく個人印で処理されているものがあつた。工事関係において、労働保険加入報告書に決裁がとられていないものがあつた。借上関係において、契約書に設計書の内訳書が添付されていないもの、監督職員指定通知書が未作成のもの、主任技術者選任通知書が未提出のものがあつた。財産目的外使用において、納入期限までに納入されていないものがあつた。薬品関係において、薬品管理状況が不明なものがあつた。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○ 健康教育課

〔事務改善〕

委託関係において、監督職員指定通知書が未通知のもの、支出負担行

為書が未起票のもの、仕様書で提出を求めている報告書の提出遅延、仕様書で提出を求めている書類が未提出のものがあった。借上関係において、監督職員指定通知書の監督職員の変更が未作成のものがあった。歳入関係において、納入通知書に納入期限が記載されていないものがあった。契約関係において、監督職員指定通知書が未作成のもの、物品関係において、仕様書の納入場所と台数が設計書と相違しているものがあった。事務処理に関する軽微な誤りも多数見受けられることから、組織的なチェック体制の確立を検討し、慎重かつ適正な事務処理が継続されることを望むものである。

\*あずま学校給食調理場

特になし

○生涯学習課

〔事務改善〕

出張関係において、事後命令のものがあった。修繕関係において、検査結果通知書が未作成のものがあった。委託関係において、仕様書で提出を求めている報告書の提出遅延、約款の処理が不足のものがあった。工事関係において、建設工事保険加入報告書、退職金共済組合証紙報告書及び施工状況報告書が未提出のもの、設計書の積算に誤りがあるものがあった。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

\*あずま公民館

特になし

○図書館課

〔事務改善〕

委託関係において、10万円以下の物件で見積合せ省略の場合、設計金額、決定金額は同じになるはずが、同一でなかったもの、仕様書で提出を求めている報告書の提出遅延のものがあった。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○文化財保護課

〔事務改善〕

委託関係において、仕様書で求めている書類が未提出のものがあつた。  
適正な事務処理を望むものである。